

安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務仕様書

1. 委託業務名

安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務

2. 業務の目的

地方創生に資する企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）（以下、「企業版ふるさと納税」という。）による寄附獲得の拡大に向けて、本市の事業に関心を持つ県外企業等（以下、「県外企業」という。）をリサーチし、企業版ふるさと納税による本市への寄附を働きかけることで、地方創生の充実・強化を図り、寄附の獲得を目指すものである。

特に、本市は、三菱グループの創業者である「岩崎彌太郎」の生誕地であり、三菱源流の地として、これまで、彌太郎の偉業を後世に伝え、グループとの関係性を築いてきた。

こうした背景を踏まえながら、本業務では、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附獲得に向けて、県外企業との対話を通じて寄附に繋がる可能性を高めるための情報整理・事務整理を行うとともに、特に三菱グループ各社との関係性を構築しながら、地域の地方創生プロジェクトを推進することを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日

4. 業務内容

本業務は、本市の最上位にある総合計画並びに総合戦略に位置付けている施策の方向性を踏まえながら、企業版ふるさと納税の寄附獲得に向けて、本市の地方創生プロジェクトに対して広く企業の共感を得られるような働きかけを効果的に行うため、以下の支援を行う。

(1) アンケートの設計と実施支援および優先ターゲットの選定

- 企業版ふるさと納税の対象の三菱グループ 24 社程度に対し、企業版ふるさと納税に関する意向を把握するためのアンケートを設計・実施・集計

※寄附実績の有無、今後の寄附意向、対象分野、決定プロセスなどを含む

- アンケート結果をもとに、本市と協議の上、重点的にアプローチする企業5社を選定

(2) ヒアリングと同席支援

- 選定された 5 社に対して、CSR 方針や寄付方針等の詳細を確認するヒアリングに同席し、企業ニーズの把握を支援

(3) 事業紹介資料の作成

- ヒアリング結果をもとに、今後、当該企業へ働きかけを行う際に使用する事業紹介資料（企業別 1 枚資料：A3 見開き）を作成

(4) 汎用的な寄附提案資料（雛形）の作成

- 得られた企業ニーズ等を踏まえ、教育・観光・環境・インフラなどのカテゴリに分けて整理し、他企業にも活用できる寄附提案資料（パワーポイント）の雛形を作成

(5) 独自提案

- (1)～(4)の目的達成のために、事業者独自のネットワークやノウハウを活かした必要なアプローチ提案を行うこと。ただし、提示した予算額の範囲内で、かつ、業務委託期間内に実施できる内容であること。

5. 成果物の提出

(1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに本市に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

本業務の成果物納品形式は、以下のとおりとする。

成果物名	内容
業務報告書	1 部 実施内容の取りまとめを整理
寄附事業メニューシート (雛形)	1 部 寄附対象事業をカテゴリ分けし、寄附額や効果等を整理した 一覧資料
企業別商談シート	1 部ずつ 商談前に活用できる 1 社 1 枚の提案準備資料 (A3 見開き) (最大 5 社分)
アンケート票および集計結果	1 部 意向調査用アンケートと集計レポート

* 成果品は、すべて電子データを作成し、電子媒体 (CD-R 等) を納品するものとする。

6. その他

(1) 本業務の実施にあたっては、事前に本市と十分に協議することとし、疑問が生じた場合は、本市と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

(2) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。

(3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。

(4) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

(7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。

(8) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。